

平成26年6月吉日

助成金ご担当者様

公益財団法人 日本教育公務員弘済会
理事長 佐藤 一俊

平成27年度日教弘本部奨励金応募について（ご案内）

皆様には、日々研究にご努力のことと心より敬意を表します。

さて、当会は昭和30年に財団法人として設立され、一昨年（平成25年）の4月に公益財団法人として移行登記を行いました。設立から六十二年にわたり、教育の振興と教職員の福祉向上等を推進しております。

事業内容は、教育振興事業として奨学金貸与・給付、教育研究助成、教育文化を、他にも福祉等の各事業を鋭意実施しております。

（詳しくは、当会ホームページをご参照下さい。<http://www.nikkyoko.or.jp>）

本年度におきましても昨年度に引き続き、上記教育文化事業の一つとして、日教弘本部奨励金助成事業を実施いたします。

この事業は「教育の向上発展」に寄与する有益な研究・活動への支援を目的といたします。

つきましては、貴校関係者各位からご応募下さいますようご案内申し上げます。

1. 資格要件

教育機関（学校を含む）、非営利団体、個人、グループ

- ① 応募者が計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び報告を行うことを条件とします。ただし、個人で申請を行った場合についても、所属組織が助成金の管理を行うことが出来る方とします。
- ② 非営利団体及びその他の団体は、下記の条件を満たす団体のみ募集対象とします。
 - ア 申請団体が主催し、企画、運営、実施を行う事業であること。
 - イ 事業所及び研究・活動等の実施場所が日本国内であること。
 - ウ 事業総額が50万円以上であること。ただし、事業総額の10%以上は自己資金（団体負担金、参加費など）が入っていること。
 - エ 1年以上の活動実績があり、履歴事項全部証明書または所属機関等が発行する証明書の提出が可能な団体であること。
- ③ 個人申請・組織申請に関わらず、一定期間日教弘本部奨励金の助成を受けていないこととします。（一度助成を受けている場合は、研究完了年度の翌々年度以降か

ら応募することが可能です)

④ 日教弘本部奨励金と日教弘支部奨励金に重複申請した場合、選考対象外とします。

⑤ 原則として、平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日）1 年間で完了する研究・活動等とします。

2. 募集期間

平成 26 年 6 月 16 日(月)～9 月 30 日 (火) 必着

3. 助成の内容

1 件あたり 100 万円以内とします。(総額 2,000 万円)

ただし、以下に記載した費用は対象外とします。

(1) 応募する研究者本人及び共同者、または所属組織内部に環流する人件費・謝金。

※ 上記以外に支払う、研究・活動に必要な講師等に対する「謝金」及びデータ入力・翻訳作業等に係る「役務費」は申請額の 60%以内とします。

(2) 汎用性のある機器（例：パソコン、OAソフト<Word, Excel 等>、コピー機、タブレット端末）等の購入費

(3) 組織等の一般管理費（例：懇親会等の飲食費）等

(4) 海外旅費（ただし、国内旅費は申請額の 30%までとします）

(5) 所属大学等に支払う申請額の 20%をこえた管理費（オーバーヘッド）

(6) その他研究に直接関係がない講習会費、物品等

※ 助成後、対象外費用を使用した場合や、提出書類（申請書や助成後に提出する成果報告書等）に不備・不正等があった場合は、返金して頂くことがあります。

4. 応募方法

詳しくは、公益財団法人日本教育公務員弘済会ホームページをご覧ください。

(<http://www.nikkyoko.or.jp/>)

【問い合わせ先】

公益財団法人 日本教育公務員弘済会

日教弘本部奨励金事業係 深見・大口

TEL : 03-3354-4001 FAX : 03-3354-4068

E-MAIL : ko-eki@nikkyoko.or.jp

URL : <http://www.nikkyoko.or.jp/>